

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00410767

2025年2月10日

発信課	地域振興部地域振興課
担当者	加藤、佐々木
連絡先	電 話 0166-25-5316
	F A X
	E-mail chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [○] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和7年2月7日 ~ 令和7年2月27日 17時00分
発表項目 (行事名)	2025買物公園エリア社会実験運営業務に係る公募型プロポーザルの参加者募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	公募文に記載してある参加資格要件等を満たしており、本プロポーザルへの参加を希望する方は、「参加表明書」に必要書類を添えて、提出期限までに提出してください。受領後、内容を確認し、参加資格を有すると認めた方に対して「企画提案書」の提出を求めます。 提出期限 令和7年2月27日(木) 提出書類 (1) 参加表明書(様式第1号) (2) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※参加申込日の3ヵ月以内に証明されたもの。写し可。 (3) 市町村税又は都税、法人税、所得税、消費税及び 地方消費税の滞納がないことを証する書類 ※参加申込日の3ヵ月以内に証明されたもの。写し可。 (4) 共同事業体協定書(様式第2号及び様式第2号-2) ※共同企業体の場合のみ。 提出方法 持参又は郵送してください。 電子メールやFAXでの受付はしません。 ※郵送による場合は、事前に連絡してください。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

2025 買物公園エリア社会実験運営業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 7 年 2 月 7 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-8525

旭川市 7 条通 10 丁目 第 2 庁舎 3 階

旭川市地域振興部地域振興課

電話 0166-25-5316

FAX 0166-25-3466

e-mail chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

2025 買物公園エリア社会実験運営業務

(2) 業務内容

- ① 社会実験空間（まちなかサードプレイス）の設置・管理
- ② バスキングエリアの運営・管理
- ③ 社会実験空間等を活用したコンテンツの企画・実施・運営
- ④ 広報・情報発信
- ⑤ アンケート等の実施

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 1 日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不

健全である者でないこと。

- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (5) 旭川市物品購入等（建設工事等）の競争入札参加資格における入札参加資格を有している者又は以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ① 市町村税又は都税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - ② 参加表明書提出日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (6) 共同事業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成団体は単独又は他の共同事業団体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ① 構成団体は前号全ての要件を満たしていること。
 - ② 共同事業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ③ 共同事業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同事業体の代表者として市と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は市に対してすべての責任を負うものとする。

4 実施要領等の交付期間及び方法

2025 買物公園エリア社会実験運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年2月7日から令和7年2月27日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市地域振興部地域振興課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/18000000/65100001/d081194.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和7年2月27日（木）午後5時まで
- ② 提出場所 1に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和7年3月17日（月）午後5時まで
- ② 提出場所 1に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

2025 買物公園エリア社会実験関係業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

- (4) 支払条件 後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は，提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。